

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○特定計量器の定期検査の実施 (11件) (商工政策課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	6
○公共測量の実施の通知 (3件) (用地対策課)	6
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い手対策課)	6
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	6
○警備員等に係る検定の実施 (2件)	7
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	9
○政治団体異動の届出	9
○政治団体解散の届出	9
落札公告	
○落札者等の公告 (建設管理課)	10

告 示

高知県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
みかど薬局茜店	高岡郡四万十町北琴平町1-8	平27・10・31
夜須診療所	香南市夜須町手結298-30	〃 11・30
花りん薬局	吾川郡いの町天王北三丁目2-〃	〃 〃 〃

1
らいふ調剤薬局 土佐市高岡町甲1892-7 〃 12・20
とさ店

佐々木歯科診療 香美市香北町美良布1081-1 〃 〃 31
所

南内科循環器科 安芸郡奈半利町乙1831 〃 〃 〃

高知県告示第76号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
芸西村	平成28年4月14日	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後2時30分まで	芸西村民会館
東洋町	平成28年4月18日	午後1時30分から 午後3時30分まで	ふれあい館なごみ
〃	平成28年4月19日	午前9時30分から 午前11時30分まで	野根地区公民館
室戸市	〃	午後1時30分から 午後3時30分まで	室戸市佐喜浜生活改善センター
〃	平成28年4月20日	午前9時30分から 午前11時30分まで	旧室戸保健所
〃	〃	午後1時30分から 午後4時まで	高知県漁業協同組合権名支所
〃	平成28年4月21日	午前9時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 まで	室戸市保健福祉センター
〃	平成28年4月22日	午前9時から午前 10時まで	室戸市立吉良川公民館

〃	〃	午前11時から正午 まで	室戸市立羽根公民館
室戸市、東洋町及び芸西村	平成28年4月25日から 同年12月16日 まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午 まで及び午後1時 から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
室戸市、東洋町及び芸西村
- (3) 検査年月日

平成28年4月25日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第77号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
安芸市	平成28年4月25日	午前10時30分から 午前11時30分まで	土佐あき農業協同組合東支所
〃	〃	午後1時から午後 2時まで	安芸市立東川公民館

〃	平成28年4月26日	午前10時30分から午前11時30分まで	安芸市立赤野公民館
〃	〃	午後1時から午後2時まで	安芸市立伊尾木公民館
〃	平成28年4月27日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	安芸市健康ふれあいセンター元気館
〃	平成28年4月28日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	〃
〃	平成28年5月2日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
安芸市
- (3) 検査年月日

平成28年5月2日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第78号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
奈半利町	平成28年5月9日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	奈半利町役場
北川村	平成28年5月10日	午前11時から正午まで	北川村役場
馬路村	〃	午後2時30分から午後3時30分まで	馬路村役場魚梁瀬支所
〃	平成28年5月11日	午前9時30分から午前11時まで	馬路村役場
安田町	〃	午後1時から午後3時まで	安田町役場
田野町	平成28年5月12日	午後1時から午後3時まで	田野町役場
奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村	平成28年5月13日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類

- 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村
- (3) 検査年月日
平成28年5月13日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第79号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
南国市	平成28年5月16日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	J A南国市日章支所
〃	平成28年5月17日	午前10時30分から午前11時30分まで	十市農業協同組合
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	稲生ふれあい館
〃	平成28年5月18日	午前9時45分から午前11時45分まで	長岡農業協同組合
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	岡豊ふれあい館
〃	平成28年5月19日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	J A南国市久礼田支所出荷場
〃	平成28年5月23日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	南国市役所北車庫前

〃	平成28年5月24日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所
---	--	--------------------------	----------

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
南国市
- (3) 検査年月日

平成28年5月24日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第80号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
本山市	平成28年6月1日	午前10時30分から午前11時30分まで	本山市役場吉野連絡所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	本山市プラチナセンター
大川村	平成28年6月6日	午前11時30分から正午まで	大川村川口生活改善センター

〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	大川村山村開発センター
土佐町	平成28年6月13日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	土佐町農村環境改善センター
〃	平成28年6月14日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	土佐町役場
本山市、土佐町及び大川村	平成28年6月14日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
本山市、土佐町及び大川村
- (3) 検査年月日

平成28年6月14日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第81号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮

革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
大豊町	平成28年6月7日	午前11時から正午まで	土佐れいほく農業協同組合東豊永支所前
〃	〃	午後1時から午後2時まで	東土居旧スクールバス車庫前
〃	平成28年6月8日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	土佐れいほく農業協同組合大田口支所集出荷場前
〃	平成28年6月9日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	大豊町役場
〃	平成28年6月13日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
大豊町
- (3) 検査年月日

平成28年6月13日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第82号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
佐川町	平成28年6月15日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	コスモス農業協同組合斗賀野支所
〃	平成28年6月16日	午前10時30分から午前11時30分まで	コスモス農業協同組合佐川支所黒岩事業所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	佐川町役場
日高村	平成28年6月21日	午前10時30分から午前11時30分まで	岩目地地区ふれあいプラザ
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	日高村保健センター
越知町	平成28年6月23日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	越知町役場
佐川町、越知町及び日高村	平成28年6月24日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

178号）第3条に規定する休日を除く。）

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

佐川町、越知町及び日高村

(3) 検査年月日

平成28年6月24日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第83号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
津野町	平成28年7月11日	午後1時から午後3時30分まで	津野町役場西庁舎
〃	平成28年7月12日	午前9時30分から正午まで	津野町役場
檮原町	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	松原ふれあいセンター
〃	平成28年7月13日	午前9時30分から正午まで	檮原町役場
檮原町及び津野町	平成28年7月14日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

檮原町及び津野町

(3) 検査年月日

平成28年7月14日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第84号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
中土佐町	平成28年9月6日	午前10時30分から正午まで	中土佐町スポーツ文化センター
〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	中土佐町役場大野見庁舎
〃	平成28年9月7日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	中土佐町民交流会館
〃	平成28年9月8日から同年12月16日まで（日曜日及び土	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）		
---	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
中土佐町
- (3) 検査年月日

平成28年9月8日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第85号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
四万十町	平成28年9月12日	午前10時15分から午前11時15分まで	仁井田町民会館
〃	〃	午後2時から午後4時まで	四万十町大正健康管理センター
〃	平成28年9月13日	午前9時30分から午前11時30分まで	四万十町昭和基幹集落センター
〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	四万十町役場十和地域振興局
〃	平成28年9月14日	午前9時30分から正午まで及び午後	四万十町役場東庁舎

		1時から午後4時まで	
〃	平成28年9月15日	午前9時30分から午前11時まで	四万十農業協同組合興津やさい集出荷場
〃	〃	午後1時から午後3時まで	営農支援センター 四万十株式会社
〃	平成28年9月16日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
四万十町
- (3) 検査年月日

平成28年9月16日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第86号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所

須崎市	平成28年9月26日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	多ノ郷公民館
〃	平成28年9月27日	午前10時30分から午前11時30分まで	上分公民館
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	浦ノ内公民館
〃	平成28年9月28日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	須崎公民館
〃	平成28年9月29日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	〃
〃	平成28年9月30日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
須崎市
- (3) 検査年月日

平成28年9月30日から同年12月16日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

く。)

高知県告示第87号
 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
 平成28年2月23日
 高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分
 久礼漁業協同組合の地区
 総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業

高知県告示第88号
 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年1月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成28年2月23日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 公共測量（基準点設置）

2 作業期間
 平成28年1月25日から同年6月30日まで

3 作業地域
 安芸市赤野

高知県告示第89号
 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年1月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成28年2月23日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 公共測量（基準点設置）

2 作業期間
 平成28年1月25日から同年5月31日まで

3 作業地域
 安芸市赤野

高知県告示第90号
 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年1月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成28年2月23日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（基準点設置）

2 作業期間
 平成28年1月25日から同年5月31日まで

3 作業地域
 安芸市赤野

 公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。
 なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。
 平成28年2月23日
 高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 香南市香我美町徳王子1617番地1
 門田 圭史

(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 香南市香我美町徳王子字閑屋151番

2 申請年月日
 平成28年2月9日

3 縦覧場所
 高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
 平成28年2月23日（火）から同年3月8日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先
 高知市丸ノ内一丁目7番52号
 高知県農業振興部農地・担い手対策課

 公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第3号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
 平成28年2月23日
 高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

(2) 種別
 ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日
 ア 新規取得講習
 平成28年5月10日（火）から同月19日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間
 イ 追加取得講習
 平成28年5月16日（月）から同月19日までの4日間

(4) 実施場所
 吾川郡いの町天王北一丁目14番地
 高知県立高知青少年の家

2 受講者定員
 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 (1) 新規取得講習 25人
 (2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者
 (1) 新規取得講習
 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
 ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の

<p>検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 平成28年4月4日（月）及び5日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。</p> <p>なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成28年4月6日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続</p> <p>受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間</p> <p>平成28年4月11日（月）から同月13日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p>	<p>なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先</p> <p>高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの）1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法</p> <p>受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。</p> <p>なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法</p> <p>講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。</p> <p>なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託</p> <p>講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電</p>	<p>話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第4号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成28年2月23日</p> <p>高知県公安委員会委員長 織田 英正</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級</p> <p>交通誘導警備業務 1級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間</p> <p>平成28年6月23日（木）午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所</p> <p>高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員</p> <p>30人</p> <p>4 受検資格者</p> <p>高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、交通誘導警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者</p> <p>5 検定の方法</p> <p>学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</p> <p>オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p>
--	--	---

<p>イ 交通誘導警備業務の管理に関する事。</p> <p>ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 平成28年5月16日(月)から同月20日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)</p> <p>ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す</p>	<p>ること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛(実技試験に使用するもので、本人が使用しているものがあれば持参すること。) エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽 オ 雨着(雨天時に使用する。) カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第5号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 平成28年2月23日 高知県公安委員会委員長 織田 英正</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 平成28年5月25日(水)午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験</p>	<p>ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関する事。 ウ 車両等の誘導に関する事。 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>(2) 実技試験 ア 車両等の誘導に関する事。 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 平成28年4月18日(月)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)</p> <p>ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。</p>
--	---	---

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装
警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 警笛（実技試験に使用するもので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）
エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
オ 雨着（雨天時に使用する。）
カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第23号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。
平成28年2月23日
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
澤田俊彦後援会	今西 芳彦	山北 修司	長岡郡本山町北山甲237番地2	平成28・1・12

高知県選挙管理委員会告示第24号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。
平成28年2月23日
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党香南市夜須支部	異動なし	野本 修身	異動なし	平成28・1・25
異動後			清藤 直人		
異動前	自由民主党本山町支部	川井 喜久博	異動なし	長岡郡本山町北山甲527	平成28・1・25
異動後				和田 聖寛	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	石川まさひで後援会	石川 公英	異動なし	異動なし	平成28・1・4
異動後					
異動前	金岡佳時後援会	川村 満海	異動なし	異動なし	平成28・1・12
異動後					
異動前	植田豊後援会	異動なし	植田 里夏	異動なし	平成28・1・18
異動後			植田 豊		
異動前	全国旅館政治	異動なし	鈴木 貴美子	異動なし	平成28・1・18

異動後	連盟高知県支部		面谷 進		
異動前	堀見和道後援会	異動なし	異動なし	高岡郡佐川町甲1497番地1	平成28・1・21
異動後				高岡郡佐川町乙3347番地18	
異動前	山本学後援会	異動なし	異動なし	香南市野市町西野1566番1	平成28・1・21
異動後				香南市野市町西野2609番4	

高知県選挙管理委員会告示第25号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。
平成28年2月23日
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
石川まさひで後援会	幡多郡黒潮町有井川433	石川 左由利	解散	平成28・1・4
河邑明浩後援会	長岡郡本山町屋所365	山内 和廣	解散	平成28・1・4
田村清廣後援会（三原未来会）	幡多郡三原村上下長谷311-1	田村 大	解散	平成28・1・6

設備協会 西森潮三 後援会	高知市大原町87 - 8	北川 涉	解散	平成28・ 1・13
横本行雄 後援会	幡多郡三原村下 切23	岩崎 忠實	解散	平成28・ 1・13
江口よし 子後援会	高知市北高見町 280	山崎 有子	解散	平成28・ 1・14
杉村正毅 後援会	香南市野市町西 野813	杉村 正毅	解散	平成28・ 1・14
所谷英幸 後援会	宿毛市山奈町山 田1660番地	所谷 英幸	解散	平成28・ 1・15
沖本年男 後援会	宿毛市山奈町芳 奈1458	市原 徳成	解散	平成28・ 1・19
佐藤正久 ・宇都隆 史を支え る高知の 会	高岡郡越知町越 知甲1726	池 裕生	解散	平成28・ 1・20
岡林喜男 後援会	土佐清水市緑ヶ 丘9-22	奥村 雄一	解散	平成28・ 1・21
山崎吉年 後援会	室戸市室津2492 ・2493合番地	向山 博	解散	平成28・ 1・22
矢野公昭 後援会	香美市土佐山田 町神通寺10	矢野 和男	解散	平成28・ 1・26

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年2月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- 平成27年度土木行政総合情報システム機能環境維持管理委託業務（建設業法29業種対応（開発業務）） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年1月28日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
 - 5 随意契約に係る契約金額
31,212,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため